五　前二号の規定にかかわらず、次の表の上欄に掲げる規定の自動車審査試験項目別費用額の合計額は、同欄に掲げる規定の自動車審査試験項目に規定する試験を実施するために必要な情報として告示で定めるものについて、機構が当該情報の確認を行う場合（同欄に掲げる規定のうちいずれかに係る確認を行う場合を含む。）であって、同欄に掲げる規定の自動車審査試験項目に関し同時に二以上の試験を受けようとする場合においては、同表の下欄に掲げる額とする。

第十号の二及び第十号の三	四十七万七千円
第十号の二、第十号の三及び第七十七号	四十七万七千円
第十号の二及び第七十七号	三十五万二千円

（新設）

附　則

この省令は、公布の日から施行する。